

本号の内容

[2019年 AIPPI ロンドン総会](#)

[AIPPI Bureau](#)

[記事・解説](#)

[各国部会](#)

[行事のお知らせ](#)

2019年 AIPPI ロンドン総会



2019年8月14日(水)以降は、通常の参加費になります。割引を受けるには、今すぐ登録してください。

登録は[こちら](#)から。

[ロンドン総会プログラムについてのお知らせ](#)

Jonathan P. Osha (Reporter General)

総会の教育プログラムでは例年通り、興味深くかつ参考になる、最先端の多彩なテーマを扱います。「知的財産のアート - 美術・建築」から「商標侵害の有無 - 最善の防御策」や「特許と人工知能 - 今後の展開」まで、13のテーマによるパネルセッションを予定しています。また、意匠侵害事件の模擬裁判も開催されます。恒例の Pharma Day には、いわゆる Pay-for-Delay、パテントリンケージ、SPC および特許期間延長に関する最新

の動向、抗体とエピトープ／競合のクレームという 4 つのセッションがあります。さらに「知財庁紹介」セッションでは、複数の知財庁からお越しいただいた代表の方々と、打ち解けた雰囲気の中で交流できるチャンスがあり、「ホット・トピック」では、さまざまな分野における最新動向を取り上げます。3 日間の昼食ミーティングのテーマは、「USPTO 長官 Iancu 氏からの近況報告」、「ファッション分野の知的財産」および「アフリカにおけるイノベーションの紹介」です。

各 Standing Committee (SC) のミーティングは、9 月 14 日 (土) 午後の 13:30～17:30 に 1 時間ずつの枠で予定しています。具体的な時間と部屋の割り当てについては、[こちら](#)をご覧ください。SC のミーティングは、すべての会員およびオブザーバーが参加できます。また、すべての SC ミーティング終了後、同日の 18:00 から 19:00 にレセプションがあります。参加いただけるのは、SC の委員と、いずれかの SC に登録しているオブザーバーの皆さんです。SC へのオブザーバー登録を希望する場合は、AIPPI 本部ウェブサイトにログインし、「my dashboard」で「manage committees」を選択し、参加したい (1 つまたは複数の) SC のチェックボックスをクリックしてください。

ロンドンでお会いできるのを楽しみにしています。

[続きを読む](#)

[AIPPI 総会における Wolters Kluwer 主催の朝食ミーティング](#)

「商標の真正な使用」というテーマで、Wolters Kluwer 主催の朝食ミーティングを開催します。

日時は 2019 年 AIPPI ロンドン総会開催中の 9 月 17 日 (火) 07:30～08:30 です。

司会を務める Eléonore Gaspar 氏は、パリの DTMV & Associés 法律事務所のパートナーで、書籍「Genuine Use of Trademarks」(AIPPI Law Series, 2018) の編集者も務めています。

パネリスト：

- **Alexander Von Mühlendahl**, Attorney-at-Law at Bardehle Pagenberg in Munich, Germany
- **Paula Clancy**, Founder and Managing Attorney Lawyer at Clancy in Ottawa, Canada
- **Stanley Lai**, Head of Intellectual Property Practice at Allen & Gledhill in Singapore

参加登録は、Wolters Kluwer のウェブサイト (www.kluwerlaw.com/aippi-2019/) でお願
いします。

AIPPI Bureau

[HCCH 外交会議に出席](#)

Anne Marie Verschuur (First Deputy Reporter General)

2019 年 7 月 2 日、ハーグ国際私法会議 (HCCH) は、2 週間にわたる外交会議の後、
新たな条約に調印しました。AIPPI はオブザーバーとして招待を受け、代表として Anne
Marie Verschuur (First Deputy Reporter General) が出席しました。AIPPI の見解に沿
った形で、知的財産は条約の適用範囲から除外されました。

[続きを読む](#)

訃報

Ari Laakkonen (Second Deputy Reporter General)

Henry Carr 判事が逝去されました。Henry 判事は 1998 年に勅選弁護士に任命され、イ
ングランドの法廷における知的財産訴訟で輝かしいキャリアを積んだのち、2015 年
には特許裁判所 (高等法院) における知財専門の判事になりました。ご多忙にもかかわらず、時間を割いて AIPPI の会議にもパネリストとして何度も出席され、その知恵と知識、
経験を活かし、そして何よりも寛容かつ寛大な姿勢で、本会の活動に貢献いただきました。深い悲しみとともに、衷心より哀悼の意を表します。

記事・解説

[日本：AI 関連発明の審査](#)

勝沼国際特許事務所 勝沼宏仁

日本における AI 関連の特許出願件数は、2017 年には前年比で 65%増の 3,065 件に達
しました。このような増加に対応するため、特許庁では、AI 関連発明に対する記載要

件および進歩性要件のさらなる明確化が図られました。

2019年1月30日に特許庁が示した追加的なAI関連発明の審査事例には、記載要件に関するものが5例、進歩性に関するものが5例ありますが、ここでは、記載要件に関するものと、進歩性に関するものを1例ずつ紹介します。

[続きを読む](#)

[タイ：アジア初の医療用大麻解禁国に](#)

Alan Adcock (Tilleke & Gibbins – Thailand)

タイは今年1月、アジアで初めて医療用大麻を合法化する国になるということで、関連業界を驚かせましたが、これに伴い、少なくとも当初5年間は外国企業の参入を制限するとともに、大麻関連の特許出願ができないようにする措置も取られます。

[続きを読む](#)

[米国：外国在住の商標出願人・登録者に対し米国の代理人を義務付ける制度改正](#)

Joshua B. Goldberg (Nath, Goldberg & Meyer – U.S.)

米国特許商標庁 (USPTO) の通知によれば、2019年8月3日以降は、[商標審判部](#)の法的手続における出願人、登録者および当事者の所在地が外国の場合、その代理人は必ず米国で弁護士免許を受けた者とすることが規定されます。

今回の[一括改正](#)の意図は、(1) 商標法および USPTO 規則との整合性を高める、(2) USPTO に提出される商標に関する文書の正確性を高める、および(3) 商標登録簿の完全性を確保することです。

[続きを読む](#)

各国部会



[中国：2019年 AIPPI 中国部会青年知的財産セミナー](#)

Rebecca Zhao (AIPPI Chinese Group)

2019年 AIPPI 中国部会青年知的財産セミナーが 7月 12、13 の両日、北京において開催されました。会員だけでなく、会員でない方もあわせて、全国から 100 名近い参加がありました。

[続きを読む](#)

行事のお知らせ

[Premier Cercle : SEP 戦略に関するセミナー - 2019年 9月 10日](#)

Premier Cercle によるセミナーのご案内です（主催：Solvay Brussels School of Economics and Management（ブリュッセル自由大学）、企画・構成：Premier Cercle、協賛：Unified Patents 社）。欧米の技術大国における重要な意思決定者が、最新の裁判例、標準必須特許（SEP）およびパテントプールの影響、FRAND、5G、コネクテッドカー、LTE に関する負債、および知財の領域における新たなツールやモデルについて講演します。

米国特許商標庁の Andrei Iancu 長官による基調講演があります。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

[CIPA Congress - 2019年 9月 19日](#)

CIPA Congress は、CIPA（英国公認特許代理人協会）における一年で最も大きな行事

であり、素晴らしい講演の数々と交流の機会があります。

今年の CIPA Congress は 9 月 19 日（木） 8 時 30 分から 17 時 30 分までの日程で、会場はウェストミンスターの Queen Elizabeth II Centre です。

基調講演を行う UKIPO 長官の Tim Moss 氏、Hogarth Chambers 法廷弁護士の Amanda Michaels 氏、EPO 副長官・特許付与プロセス部担当の Stephen Rowan 氏をはじめとする豪華な講師陣を迎えて行われる CIPA Congress は、継続研修（CPD）としても最適であり、実務者が日常業務で対応する知的財産に関する問題を取り上げます。

プログラム終了後、そのまま交流会に移行し、その後 19 時から 22 時まで、毎年恒例のディナーを予定しています。

CIPA Congress のチケットは、会員が 354 ポンド、非会員は 444 ポンドで、CIPA の [ウェブサイト](#) または email (cpd@cipa.org.uk) で予約できます。

国際知的財産保護協会（AIPPI）

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。